

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	平成19年01月01日 ~ 平成19年12月31日	氏名又は名称	
項 目		金 額			
	課 税 売 上 額(税抜き)	<1>	900,837,748 円		
	免 税 売 上 額	<2>	0		
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	<3>	0		
	課税資産の譲渡等の対価の額(<1>+<2>+<3>)	<4>	申告書の<15>欄へ 900,837,748		
	課税資産の譲渡等の対価の額(<4>の金額)	<5>	900,837,748		
	非 課 税 売 上 額	<6>	46,476,044		
	資産の譲渡等の対価の額(<5>+<6>)	<7>	申告書の<16>欄へ 947,313,792		
	課 税 売 上 割 合 (<4>/<7>)		[95.09 %] 端数切捨て		
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	<8>	注2参照	247,235,534	
	課税仕入れに係る消費税額(<8>×4/105)	<9>	注3参照	9,418,496	
	課税貨物に係る消費税額	<10>	0		
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	<11>	0		
	課税仕入れ等の税額の合計額(<9>+<10>±<11>)	<12>	9,418,496		
	課税売上割合が95%以上の場合(<12>の金額)	<13>	9,418,496		
課税売上割合が95%未満の場合	個別対応方式	<14>	<12>のうち、課税売上げにのみ要するもの		
	個別対応方式	<15>	<12>のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの		
	一括比例配分方式	<16>	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [<14>+(<15>×<4>/<7>)]		
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (<12>×<4>/<7>)	<17>			
控除税額の調整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	<18>	0		
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	<19>	0		
差引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(<13>、<16>又は<17>の金額)±<18>±<19>]がプラスの時	<20>	申告書の<4>欄へ 9,418,496		
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(<13>、<16>又は<17>の金額)±<18>±<19>]がマイナスの時	<21>	申告書の<3>欄へ		
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	<22>	申告書の<3>欄へ 0		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 <8>欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、<9>欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額}<9> = \left[\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}}{105} \times \frac{4}{105} \right] - \left[\frac{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}}{105} \times \frac{4}{105} \right]$$

4 <21>欄と<22>欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書<3>欄に記入する。